

～スタートは、あいさつから～

市民協働をすすめる ための行動指針

～わたしたちのまちは、わたしたちで～



市の木：桜

市の花：さくら

佐賀県小城市

平成20年度

はじめに

「参加」から「参画」・・・そして「協働」へ

近年、「市民協働」という言葉を耳にされることも多いと思います。

それは、これまでと社会や生活スタイルが変わっていく中で、今までのように“何でも任せきりではいけませんよ”というメッセージのようです。

これからは、市民一人ひとりが小城市づくりの土台となっていることを意識し“より良いまちづくり”をみんな一緒になって考え、知恵を出し、行動していくことが必要となってきました。

“協働ってなかなか難しい”とお考えの方も多いことでしょう。

いきなり「協働」から始めず、あなたにできることから「行動」し、「参加」することから始めてみませんか？

少しずつでいいんです。

少しずつ、気づいたことから行動し、一人から二人へと仲間を増やし、同じ想いのもとに行動していくのです。

小城市は、これらのきっかけづくりとして、この「市民協働をすすめるための行動指針」を市民の皆さんとの協働によりつくりあげました。

“気づいていただきたい。”

～わたしたちのまちは、わたしたちで～

この指針をあなたに贈ります。

あなたが持っているその力が今、求められ、必要とされています。

そのことが、ふるさと小城市の力となるのです。

一歩踏みだし、行動するときです。

一緒に小城市のために、できるところから取組んでいきましょう。

“さあ！あなたの出番です！”

～目 次～

第1章	指針策定の目的	
	社会的背景・・・	5
第2章	協働の基本的な考え方	
	協働とは・・・	7
第3章	現状と課題・・・	11
第4章	小城市がめざす協働の姿	
	協働を進めるために・・・	17
第5章	次へのステップ	
	住民自治の確立に向けて・・・	25

この指針で使う言葉の意味



志縁組織とは……

まちづくりなど志を一つに集まった市民活動団体やNPO組織

地縁組織とは……

自治会や婦人会など地域と密接な関わりを持つ身近な団体
これらを総称して**CSO**と呼びます。

市民とは……

その地域に住み、地域活動に参加できる者で、生活する中で自ら地域のことについて活動することのできる主体

NPOとは……

利益拡大のためでなく、社会的使命・社会をよくしようとする志を実現するために活動する組織
★県民協働指針より

企業とは……

主に営利を目的として生産や販売などの経済活動を行う組織体であり、地域社会を構成する一員として市民とともに地域活動を行う主体

自治会とは……

同じ地域の居住者により、地域ごとに組織され、生活環境など地域生活向上のため、お互いの理解と信頼の上に立ち連帯と協力によって、運営されているもの

新しい公共とは……

「市民みんなにかかわること」は、市と地域社会を構成する幅広い主体が、役割分担を改めて見直し、協働して創り出すもの
★県民協働指針より

ボランティアとは……

自発的に社会活動に参加し、それぞれの目的のための活動を通して、社会・人・自然との関係をよりよくし豊かな暮らしを行なうもの

市とは……

住みやすいまちづくりを行うため求められる住民サービスを提供し、地域課題解決・発展に向けて、それらに基づく各種施策に取り組む主体

第1章 指針策定の目的

◆社会的背景

何か変わってきていませんか？あなたを取り巻く環境…

《地方分権の推進》

地方分権とは、これまで国が持っていた権限や財源を都道府県や市町村に移すことで、地域の特色を生かし独自の判断で施策や事業が行えることです。

地方分権が推進されることにより地方自治の本来の趣旨である住民自治(地域の運営は、その地域住民の意思によって行われるべきという概念です。)の観点から自己決定(地域の住民が自分たちで決定)、自己責任(その責任も自分たちが負う)というように世の中が変わってきています。



このような問題が深刻さを増している現状があります。

※私化…個人の私的欲求を志向すること。

社会的背景から見えてくるもの

市民が生活する中でたくさんの地域課題に直面し、多くの迅速なサービスが求められています。



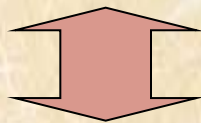
しかし、行政は、公平性・平等性を確保する必要があり、対応が難しい課題も発生しています。

これらを解決するためには



新しい公共の創造

行政とともに新しい公共空間を創るために、市民や市民活動団体、企業も参加・参画し、提案することが必要です。



市民協働

市民、市民活動団体が様々な活動に参加し、行政と共に責任と役割分担を相互に自覚し、対等の関係で共通の目的を達成するため、自由な発想のもとに活動することが必要です。



市民の皆さん、一人ひとりが、できることから行動に移していく必要があります。

第2章 協働の基本的な考え方

◆協働とは

「異種・異質の組織」が「共通の目的」を果たすために、「それぞれのリソース（資源や特性）を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」こと

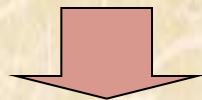
もしかして、協働は皆さんの地域では昔からやっていたことだと思いませんか？

そこで、小城市では「協働」ということを市民みんなが分かりやすく、共に理解できるよう考えます。

お互い様の心で助け合いましょう

もっとたくさんの人で解決しましょう

気づいたことを気づいた人から行動し、創り上げましょう



輪（和）をつくる

そして、それは $1+1>2$ の力となるものです。

協働を考える前にみんなで理解しておくこと

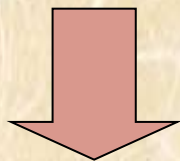
□自助・共助・公助の補完性の原則

まず、……

- ①自分で解決できることは、自分（個人の力）で解決するように努めましょう！

自 助

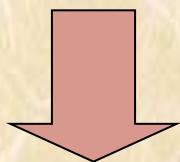
ここで、解決できなかったら……



- ②個人の力だけでは解決が困難なことは、地域で協力して（それぞれの持つ力を結集する。）取組みましょう！

共 助

これでも、解決できなかったら……



- ③個人や地域の力では解決できないことについては、行政が行う。（それらを補完的に支援する。）

公 助

この、「自助・共助・公助」という言葉と、補完していく順序を覚えておきましょう。

協働のために大切なこと

協働するお互いの立場が対等であること。

ここに力や上下の関係は、ありません。

お互いに責任ある当事者です。

そのためには、お互いの自立(心)が必要です。

□協働のための基本原則として……

1. 対等な関係

2. 相互理解

3. 目的の共有と明確化

4. 情報公開と共有

5. 認めあう

6. 楽しさを見いだし、共感する。

(楽しさづくり、仲間づくり)

▼協働は、市と〇〇だけではなく

例えば……自治会と市民活動団体

市民活動団体と企業

市民活動団体と〇〇協同組合

などの組み合わせもあります。

▲協働することで、より大きな効果が得られます。

$1 + 1 > 2$ へ。

▲誰が担った方が一番いい効果が得られるのか

という純粋な発想と行動が大切です。

どんな協働の形があるのでしょうか？

- ①協働型委託・・・地域の団体等と行政が事業の企画段階から一緒に話し合いながら進めていく形態。
- ②共催・・・事業を行う際、地域の団体等と行政が共に運営主体となって実施する形態。
- ③補助・・・取組む事業について、地域の団体等が行う方が、公益性が高く、よりその事業を充実させることができる場合に行う形態。
- ④後援・・・地域の団体などが実施する事業で信用が高まり、より活動の場が広がることを期待し、市が名義使用を認める形態。
- ⑤事業協力・・・地域の団体などと行政のいずれかが企画し、それぞれの得意な分野で、決まった期間協力して実施する形態。

協働の領域

市民主体←

→行政主体

市民 の 領域	市民と市が協働する領域			市 の 領域
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに市の協力によって行う領域	市民と市がそれぞれの主体性をもとに協力して行う領域	市の主体性のもとに市民の協力や参加を得ながら行う領域	市の責任と主体性によって独自に行う領域
主催事業	③④⑤	②⑤	①⑤	主催事業

第3章 現状と課題

市民それぞれが今、そして未来に向かってどうあるべきかという小城市の目標が示されていることを皆さんは、ご存知ですか？

小城市市民憲章

小城市は、秀峰天山と有明の海、田園に恵まれ、伝統、文化、自然と調和のとれた美しいまちです。

私たちは、小城市民であることに誇りと自覚と責任を持ち、平和を願い、未来へ向かって前進するまちを築くため、この憲章を定めます。

- 一 豊かな自然を大切にし、環境にやさしいまちにします。
- 一 歴史と伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化を創造するまちにします。
- 一 健やかな心と体をつくり、福祉の充実したまちにします。
- 一 働くことに喜びと誇りを持ち、活力あるまちにします。
- 一 思いやりの心を持ち、認め合い笑顔が輝くまちにします。

市民の生活目標やまちづくりの行動目標となるものです。

小城市総合計画

(目指す将来像)

薫風新都

～みんなでつくる・
笑顔あふれる
小城市～

(基本目標)

「和」で織りなす
美しいまち

(まちづくりの基本理念)

1. 共生と自立
2. 交流と連携
3. 個性と魅力
4. 参画と協働

自治体の最上位計画であり、行政活動のすべての分野における基本となるものです。

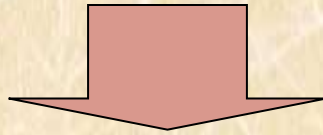
◆小城市における現状と課題

【昔】

今では“協働”と言われていますが、昔は、福祉サービスなどがなくても、困ったことを地域や隣近所で自然に助け合う取組みが行なわれていたのではないのでしょうか？

ご近所集まって人のうわさや世間話をする井戸端会議や、地域の世代を越えて知りあう機会として親子常会の開催など、みんな顔なじみで困った時には、互いに相談して行動できていたようです。

従来、地域の諸課題は、地縁での結びつきが強い地域で取組み、解決しようといった志があったと思います。



【いま】

核家族化などの進行や暮らしのあり方の変化により強い結びつきのあった地縁の力が希薄化しています。地域における交流の機会も減少するなど、お互いが連帯した地域自体の“地域力”が低下しているようです。例えば、葬儀など地域の共助ごとがビジネス化されてきています。

その結果、地域間での市民同士のつながりが絶え始めています。

地域づくりを担う主体的基盤が影を潜め、本来地域で解決できることも行政に求められ、その市民ニーズも多種多様に複雑化してきています。

そのような中、“地域で解決できることは地域で”ということで、防犯面では、老人クラブによる子ども見守り隊、各種団体による青色回転灯による防犯パトロール活動、環境面では、市民参加による河川一斉清掃が行われるなど、地域でも新たな“協働”の取組みが進んでいます。



【将来】

“協働”の必要性が理解され、みんなで力を合わせて取組むことで住みやすい地域づくりが実現します。

- ▼市民ひとり一人が地域の諸課題について責任と自覚を持ち、自主的に取り組んでいます。
- ▼行政、CSO、企業が役割を分担し、行政に代わってサービスを提供する新しい公共の考え方にに基づき、協働で活動しています。
- ▼新しい公共が創造・創出された結果、柔軟なサービスが提供され、身近な所で課題解決ができています。

地域社会のイメージ



現状と課題(協働のパートナーの例)

市民

～現状～

- 近所の人が家族を除く第一の支援者であることを理解していない。
- 近所づきあいが希薄になっているが、やはり近所での助け合いは必要と感じている。

～課題～

- 自らもサービス提供者になれるという意識を持つ。
- 行政まかせのサービスが続かないことに対して危機感を持つ。

地縁組織

区（一般的に自治会、町内会など）

～現状～

- 地域住民同士で顔を知らない人が多く、コミュニケーションがとりづらくなっている。
- 地域での連帯感やお互いさまた思いやりの意識が低下してきている。

～課題～

- 地域のことを一緒に考える機会を設ける。
- 地域の情報を共有する。
- 世代間や異種・異質の組織などとのコミュニケーションを図る。

婦人会

～現状～

- それぞれ行政区単位で組織されていた婦人会が、世代交代や役員の引き受け手がなく、消滅しており会員数が減少している。

～課題～

- 新たな活動分野の開拓や趣向を凝らした行事を行う。
- 会員の確保（広く各年齢層に呼びかける。）
- 各年齢層が持つ考えを取り入れ、仲間に入りやすい雰囲気づくりを行う。

老人クラブ

～現状～

- 会員の高齢化や減少により組織が弱体化している。
- 新たな取組みによる活動が見出せない。
- 地区単位の老人クラブの活動は良いが、市単位、県単位での動員要請が負担になっている。

～課題～

- 団体の存在意義を確認し、参加しやすい魅力ある活動を実施する。
(自らも仲間づくりに努力する。)
- 若手リーダーの養成と若手会員の組織化を促す。
- 地区単位より大きな連携やネットワーク化することによって力が発揮される。

消防団

～現状～

- 地域への密着性、要員動員力即時対応力という特性を十分に発揮するため、初期消火や災害時には非常に重要な役割を担っている。
- 女性消防団ができてきている。

～課題～

- 団員数の減少や、新規団員加入者の減少に伴う団員の高齢化と退団者が増加している。
＝地域の防災力が低下している。
- 消防団員は、水防団員でもある。
若い人も地域の一員として、自らの地域の安全・安心に努める。

自主防災組織

～現状～

- 個々人が「地域の安心・安全を守る」という意識を高揚させながらコミュニケーションをとって互いに理解している。
- 災害時等には必要に応じた対応が迅速にできるよう組織化されてきている。

～課題～

- 組織構成員の高齢化と若者への周知、及び理解不足により加入が少ない。
- 実動経験が少ない。



志縁組織(個人の志・使命を社会的な力として集った組織)

NPO (法人の有無を問わず) (ボランティアグループ、市民活動団体など)

～現状～

- 明確な目的達成のため設立され、組織体制も確立している。
- サービス提供の主体となり得意分野を活かした充実した仕組みによる柔軟なサービス提供ができています。

～課題～

- 資金確保が必要。
(補助金や助成金の確保など工夫が必要)
- 今後、より一層の協働を進めるための環境整備が必要である。

経済団体 事業所・商店街

(J A、漁協、商工会議所、商工会、ロータリークラブなど)

～現状～

- CSR (企業の社会的責任) が叫ばれ、社会貢献事業に取り組んでいる。
- 営利を目的としており、採算性が重要視されている。
- 商店街でまちづくりを考え取り組んでいます。

～課題～

- 企業市民として共に公共を担う「市民としての役割と責任」を持つ。
- 企業の持つ資源を活用し、市民活動を理解し、支援を行う。
- 市民も地域の事業所や商店街を応援する。

学 校 育友会、育成会 (P T A)、佐賀大学など

～現状～

- 各団体等の利点を出しあい地域社会の中で学校生活を見守る体制づくりができています。
- 佐賀大学憲章に「社会貢献：教育と研究の両面から、地域や社会の諸問題の解決に取り組めます。」と宣言され、小城市と相互協力協定を結んでいる。

～課題～

- すべての市民が子ども達を地域の宝として見守るよう努める。
- 市民は、地域の子どもの育てる学校を理解し、支援する。
- 産学官連携による地域・社会貢献を果たす。

第4章 小城市がめざす協働の姿

◆協働を進めるために

**市民一人ひとりが何か
地域のことにかかわっている**



市民一人ひとりが必要とされているまち

市には、公平性、平等性のほかに財政的制約も課され、市民一人ひとりの課題全てに対応することが困難です。

それに対し、CSOなどの活動は、個人や地域の諸課題に対し柔軟に、臨機応変に対応することが可能です。

そういう身軽に動ける力が小城市内のあちこちにあれば、小城市が地域力をつけていくというイメージです。

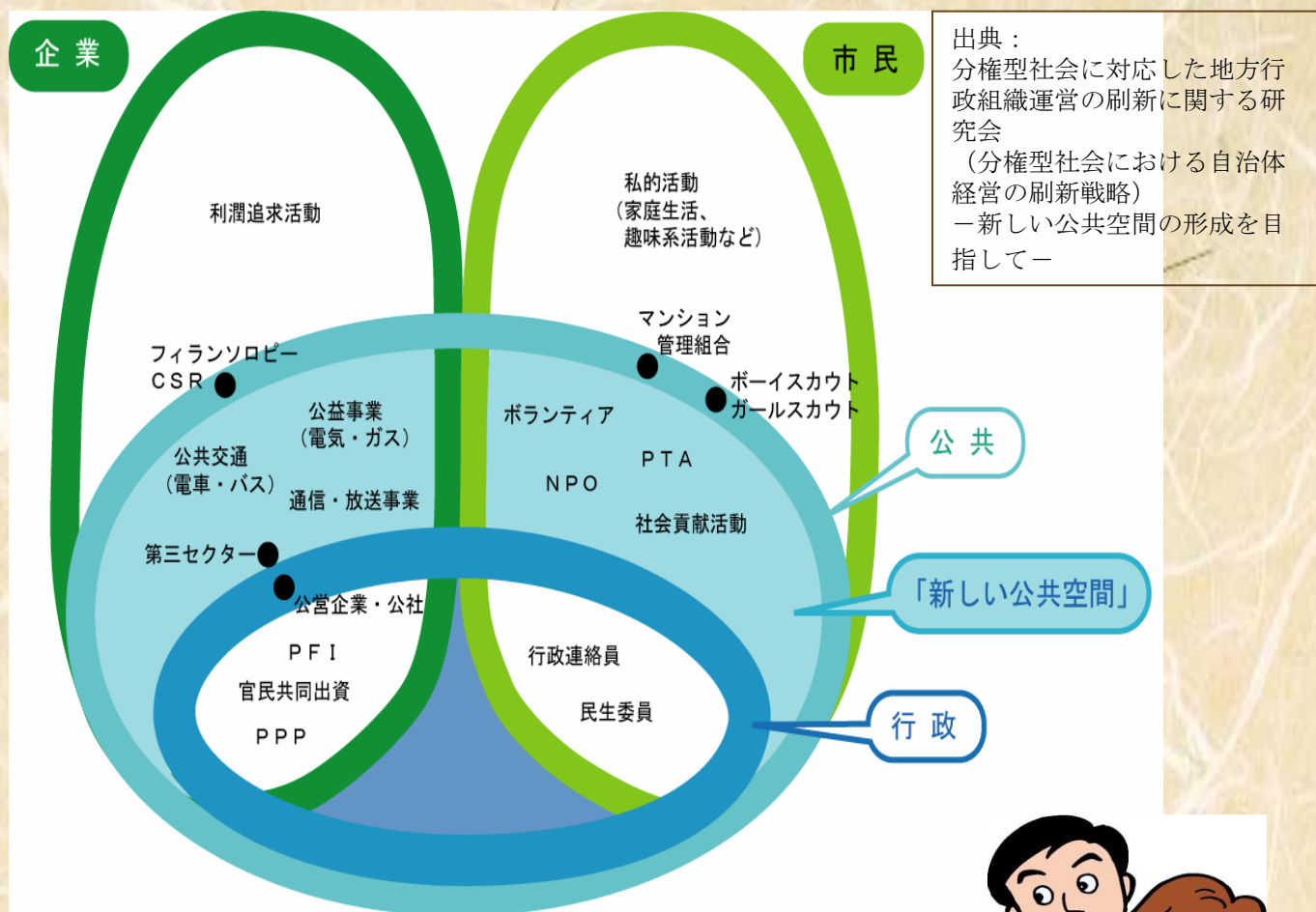
それが、新しい公共空間です。

市民であるあなたが、市民活動団体に参加してサービスを提供する側になれるのです。

市民の少しずつの取組みで地域やまちは変わっていきます。

あなたにあう協働のスタイルで取組みをはじめてみましょう。

新しい公共空間の形成



出典：
分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会
(分権型社会における自治体経営の刷新戦略)
—新しい公共空間の形成を目指して—



この図で使われている言葉の意味

フィランソロピーとは…チャリティーに近く、特定の事業のために、長い年月をかけて労力や資金を支援するようなこと

CSRとは…企業の社会的責任(地域貢献)

第三セクターとは…国や地方公共団体(第一セクター)と民間事業者(第二セクター)との共同出資で設立された法人のこと

PFIとは…(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行なう手法

PPPとは…(Public Private Partnerships: パブリック・プライベート・パートナーシップス) 行政が提供している公共サービスを民間に開放することで、コストの低減や質の向上、サービス提供形態の革新を実現しようとする取り組み

ボーイ(ガール)スカウトとは…該当年齢の少年・少女を対象とする活動であり、班及び隊の活動に参加することによって自分の責務を果たし、野外活動を主とした体験学習を通してよき社会人たる資質の向上を図るもの

あなたにあり協働のスタイルを考える。

これからは、地域の課題を解決する手段として、「市民協働」の取り組みは必要です。

市民一人ひとり自らが、「協働」の視点を持ち地域の課題に対して気づいて行動を起こし、解決に向け取り組んでいくことが、今後の小城市づくりに欠かせません。

では、どのような事業から「協働」を考えていくのか、つなげていくのか具体例から考えていきましょう。

実は、皆さんがすでにやっていることだということが見えてきます。

市も協働の考え方を常に持ち、市内で実施されている活動を市民活動団体とともに協働していく必要があります。

①市以外で取組んだ方がニーズに合うと思われる事業

考え方	市が行う事業は、どうしても公平性・平等性が確保される必要があります。より実態に合う形での事業実施が必要です。 それぞれの専門性を活かした柔軟な対応が期待できます。
例えば・・	健康づくり、地域防犯、防災、通学路の安心・安全など

②みんなで取組んだ方が、より充実した内容となる事業

考え方	まちづくりは、市民皆さんの参加があって初めて多彩な取り組みと独自性を発揮できるもので、参加のきっかけとなる「場」づくりとなり、多くの方の参加が期待できます。
例えば・・	地域の祭り、伝統行事、河川清掃など

③市や企業がこれまで取組んだことがない事業

考え方	市民活動団体が市や企業に先がけて実施し、社会に貢献している事業があります。それらのノウハウを互いに発信し、分かち合うことでより充実した事業が期待できます。
例えば・・	介護保険事業など

市民・CSO・市の姿勢と役割

情報の
共有化？

環境の
整備？

人材の
育成？

一緒に
考える機会
の拡大？

相互の
意識改
革？



協働が地域の諸課題を解決する手段ということを理解し……

<市民がすべきことは？>

- 情報面 ➡ ○市やCSOの情報を知る。(市政に関心をもちます。)
○情報を発信する。(市民の想いや活動を知ってもらい、呼びかける)
○パブリックコメント※、アンケート、公募委員など積極的に関わりを持ち参加する。
- 人材面 ➡ ○同じ想いを持つ仲間を増やす。
○市や他人にまかせっきりにしないで責任を持ち行動する。
- 資金面 ➡ ○自分達で課題解決に向け、取り組む事に努める。

<CSOがすべきことは？>

- 情報面 ➡ ○地域情報を集め、行政に伝える。
○活動を理解されるよう、情報を発信する。
- 人材面 ➡ ○自らもサービスの提供者になれるという意識を持ち組織力を向上させる。
- 資金面 ➡ ○自助努力により、独立した経営と管理を行う。

※パブリックコメントとは……行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

▼市は、次のような現状認識を切り換える。

- 市自らが行った方が、市民より良いサービスの提供ができると考えている。
- 市民と話し合う場をもとうとしていない。
(市民や現場の意見を大切にしていない。)
- ◎市民に役に立つ人＝市職員という認識が薄い。
- 縦割り意識が強く、横断的に対応し、スムーズな連携と意思形成をすることができていない。
- 市民に対して、必要な情報をきちんと出していると思っている。



<市がすべきことは？>

- 情報面  ○市民の意見をよく聞く。
 - 行政情報を分かりやすく公開する。(透明性)
 - 市民活動に関心を持ち、広く紹介する。
 - 各課の繋がりを密にする。
(連携・協力意識を高める。)
 - 市民と一緒に考える(話し合う)機会をもつ。
- 人材面  ○人材発掘と育成に力を入れる。
- 資金面  ○資材及び場所の円滑な利用と提供を行う。
(話し合いの場を提供する。)

期待される姿勢として…

市民を信頼し任せ、常に市民起点の考えをもち、
市民との協働を意識するようになる。

「5EYE(ファイブあい)運動」の展開

協働をすすめるために5EYE運動を展開します。

①笑顔であいさつ
を交わし
(あい)

EYEましょう。

⑤課題と成果を
見つめ
(あい)

EYEましょう。

**「和で織りなす
美しい小城市」
を愛しましょ
う!**

②互いに認め
(あい)

EYEましょう。

④みんなで一緒
に助け
(あい)

EYEましょう。

③みんなで一緒
に広め
(あい)

EYEましょう。



協働とは、お互いの信頼（納得と共感）の上に
成り立つものです。

全ての市民が5EYE(ファイブ あい)運動を展開することにより
総合計画の基本目標である
「和で織りなす美しい小城市」づくりを進めます。

協働に向け、みんなで一歩ずつ進みましょう！

市民は、地域の課題やその課題解決について考えられることや、それらに関して取組んでいる内容（情報）をみんなで共有し、広く理解されるよう伝えることが大切です。

【地域内での取組み】

伝えるためには、市民同士隣近所で話し合い（井戸端会議など）を行い、「みんなでやる」という連帯感とお互いさまの意識を持ち、共通の認識を深めていく機会を増やしていく必要があります。

そのことにより、個々の考えと理解が進み、目的を達成するための組織化や、それぞれの活動が地域の力として結集することとなります。

【地域外への発信】

その課題は、取組んでいる地域のみに関連することでしょうか？市内その他地域でも必要とされていることではないでしょうか？その取組みを広く市民に伝える必要があります。



市に伝えること（提案すること）、そして市民への伝達手段としてインターネット等を活用し、周知を図ることができます。また、CSOが集い、地域の課題解決に取組めるCSOの活動拠点としてCSO市民活動センター「ようこそ」が整備されました。「ようこそ」を活用することで、いろいろな市民活動の団体の情報交換、情報発信ができ、ネットワーク化を促すことができます。

「ようこそ！」

情報は、

- ①自ら進んで出向いてつかみましょう。
- ②自らの活動を話し合いの場へ出向き伝えましょう。

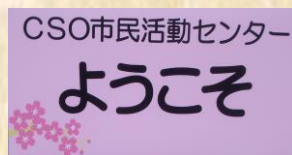


「ようこそ※」は、地域の窓口である公民館内にあり、地域に根ざした老人会や婦人会といった地縁組織や社会教育団体などとの情報共有が可能であり、地域の諸課題解決に向け、連携した新たな取組みに貢献することが期待されます。

地域のたくさんの地縁組織同士が交流する場としての公民館も、「ようこそ」とこれからの時代に合った新たな視点を取り入れ、活動を広げる必要があります。

「ようこそ」を活用することで、団体同士又、市と団体との新たな出会いが始まります。

出会い⇒交流⇒活動の場として、お互いに協働について共通理解を進め、協働事業への第一歩を踏み出して行くこととなります。



拠点（西側より）



小城公民館全景

※ **CSO市民活動センター「ようこそ」**

所在地：小城市小城町176番地2 小城市小城公民館内

連絡先：TEL・FAX 0952-72-3566

E-mail: youkoso@ec6.technowave.ne.jp

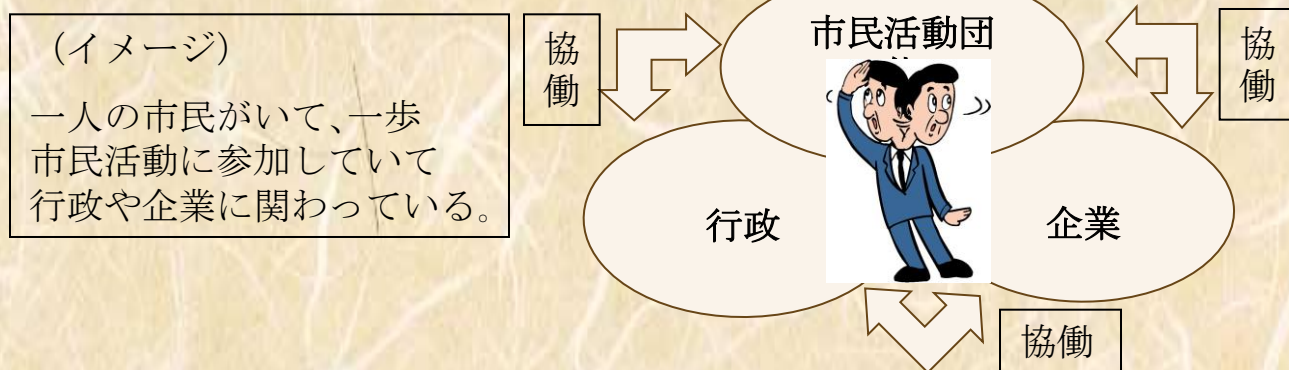
平成20年度佐賀県CSO活動拠点整備事業の補助で整備されたCSOの活動拠点です。

CSO同士が交流し、お互いの活動情報を得るとともに、活動に関する相談を受けることや、自らの情報を発信できるすべてのCSOが気軽に利用できる情報発信基地的役割を持つものです。

第5章 次へのステップ

◆住民自治の確立に向けて

今後、地方分権が進んでいく中で、益々“自分たちのまちは、自分たちで”といった意識と行動力が必要となってきます。協働を理解し、更に発展させ、市民の思いを形あるものにするため、更なるステップも考えておく必要があります。



STEP 1. 《住民自治を考える！！》

住民自治ってなあに？？・・・市民一人ひとりが地域課題解決に向け、主体的に参加し、自らが住んでいる身近な所で解決していること。



STEP 2. 《市に伝え、課題を共有することを考える！！》

協働で、よりよい解決方法を共に導くため、地域の課題について、市民から提案できる仕組みづくりを行う。



STEP 3. 《自治基本条例を考える！！》

自治基本条例ってなあに？？・・・自治のための基本原則や市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためのルールを市民自らが定めるもの。⇒「自治体の憲法」

資料編

(各種計画に盛り込まれている協働)

計画名	策定	担当課	ページ	大項目	内容
小城市国民保護計画	18	総務課	P3	第2章 国民保護措置に関する基本方針	市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について 協力 を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な 協力 をするよう努めるものとする。
小城市人材育成基本方針	18		P1	策定の趣旨	新市におけるまちづくりは、豊かな自然環境や歴史・文化、観光資源などの貴重な資産を大切にするとともに、地域の人々と 協働 し、それらを活用した新たな活力と魅力を創造し、様々な交流を活発に進めていくことを重点に取り組みなければなりません。
			P2	目指すべき職員像	常に問題意識を持って、市民の目線でものごとを理解し、情報を積極的に提供し、市民と共に考え、市民と 協働 して課題解決に取り組む職員
小城市地域防災計画(総則、風水害対策)	18		P1	第1章 総則	市民 の役割を明らかに
			P4	第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	「 自らの身の安全は自らが守る 」という防災の基本を自覚
			P76	第3章災害応急対策計画	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び 市民 は、自発的に救助活動を行う
第3編 震災対策			P41	第2章 災害予防対策計画	「 自ら守る、みんなで守る 」という意識のもとに、 市民自らが 、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うこと
小城市交通安全計画	18		P1	計画の基本理念	市民一人一人 が自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要である
			P2		市民の主体的な 交通安全活動を積極的に促進することが重要である
			P11	第1章 道路交通の安全	住民 が身近な地域や団体において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に 直接かかわったり していく
			P2	計画の基本理念	地域におけるその特性に応じた自発的な取組等により、市民の参加・ 協働 型の交通安全活動を推進する。
			P4	第1章 道路交通の安全	行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で住民が参加し、 協働 していくことが有効である。
財政健全化計画	18	財政課	P2	財政健全化に向けた基本的な取り組み方針	市民協働 の推進(パートナーシップの確立) 住民自治の推進する観点から、今後、「自らの地域は自らで守り育てる」ことを基本理念とし、行政がすべてのサービスを行う「 市民 が満足出来る行政」から行政と 市民 が話し合い、それぞれの責任において 協働 を行う「市民が納得出来る行政」へ転換を図ることが重要である。そのため、 協働 を行えるような組織づくりのシムテムづくりの構築、支援を積極的に取り組んでいく。
			P5	具体的な方策	市民協働 と住民自治の観点からも地域公園のアドプト制度の検討と施設の地域移管も検討する。
小城市行政改革大綱	17		タイトル		～みんなでつくる・あたらしい 協働 のまちづくり～
			P10	V 改革実現に向けた主な取り組み	②地方分権社会を迎え、一層の自主性・自立性を確立していくためには、 市民 と行政とがお互いに理解し合い、相互に連携・協力しながら進んでいくことが重要であり、いかに 市民 と行政の「 協働 」がコーディネートされるかが、自治体の今後の明暗を分けると言われています。そのため、 協働 の事業を行えるような地域の組織づくりの支援や、団体と個人(特に団塊の世代)とのコーディネートを行うシステムの構築、支援などに積極的に取り組みます。
			P12	VI 取り組みへの具体的な方策	⑥ 市民協働 の推進 簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民自治の推進を図るとともに 市民 や 市民 が参加する団体など、多様な主体が、公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、積極的な連携・協力を図ります。

(前頁より引き続き) 小城市行政改革大綱	17	財政課	P14	3 透明性の高い公正で合理的な行政運営	市民 の知る権利を尊重し、市政への市民参画の推進と公正で開かれた市政の発展を目指す
小城市男女共同参画プラン	18	企画課	P2	第1章プラン策定にあたって	家庭や地域・学校・職場などの様々な場において、女性と男性が社会の対等な構成員として、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら市民、団体、事業者等や行政との 協働 により総合的・計画的に施策を進める。
			P2		市民、団体、事業者等と行政が 協働 ・連携し取り組むことで効果的な事務事業を設定する。
			P16	第3章プランの考え方	家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場でのコミュニケーションを図りながら、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、互いが 協働 して取り組むことが必要。
			P18		市民 の皆様一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など地域の様々な活動のなかで取り組むことが必要。
			P21		市民、団体、事業所、行政との 協働 による男女共同参画社会の実現に向けて……。
			P22		市民 一人ひとりの意識の見直しが必要で、できるところから行動していくことが大切。
			P68	第4章施策の内容	自治会、婦人会及び老人会などの各 CSO 間の交流を促進し、交流を通じて誰もが気軽に挨拶でき、相談しあえる機会の創出や体制づくりを進めます。
			P71		③ CSO による男女共同参画推進のための取り組み支援 CSO と行政がパートナーとして 協働 することにより、各施策を推進して行くための体制づくりを図る。
			P72		④モデル地区選定による男女共同参画の実践 男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画するため、市民と行政が 協働 して実践するモデル地区を選定します。
			P79		施策の目的 市民、企業、男女共同参画計画を推進する各団体等との連携を強化し、お互いの協力・ 協働 のもとにプランの推進を図ります。
			P81		②積極的な広報活動の推進 市民に分かりやすく周知できるような広報活動を推進し市民との 協働 及び連携体制の一層の充実を図ります。
			P82		男女共同参画社会の形成は、行政、市民、事業者が男女共同参画社会の実現という同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「 協働 体制」を築きあげることが大切です。
小城市地域情報化計画	17		P71	第6章 情報化の推進に向けて	市民 や地域企業との 協働 および大学や県、近隣市町などとの連携を図りながら進める
小城市一般廃棄物処理基本計画	18	生活環境課	P8	まちづくりの基本理念と将来像	市民 と行政が同じ目標に向かって協力して取り組む『市民主体のまちづくり』を進めます。(以下、総合計画P30参照)
			P35	基本方針	住民 ・事業者・行政の役割の明確化と実行 基本理念及び目標を達成するために、住民・事業者・行政の三者が 協働 して、ごみ減量化及び資源の有効利用等を自らの問題として考え、取り組むことを目指します。 それぞれの役割を明確化し、かつ、有効に実行していきます。
小城市地域福祉計画	18	社会福祉課	P2	第1章 計画策定にあたって	小城市では、 市民 と行政との 協働 により、誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを進めるための基本指針として「小城市地域福祉計画～小城しあわせプラン～」を策定します。
			P16	第3章 計画の基本方針	「誰にでもやさしい支えあいのまち 小城」を実現するため、次の4つの基本目標に基づき、 市民 や関係団体と行政が 協働 して取り組んでいきます。基本目標1「地域力」を高めていくことが必要 基本目標2 地域でつながり、支えあおう……身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを進めます。
			P22	基本目標1 地域の力を高めよう	多くの 市民 は地域とのつながりは必要である
			P23		【これからの取り組み】 市民 は○地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行います。 ○地域の行事に参加し、楽しみながら、交流を深めます。
			P24		市民 が「福祉」について学び、正しい知識を身につける

(前頁より引き続き) 小城市地域福祉 計画	18	社会福祉課	P25	基本目標1 地域の高めよう	【これからの取り組み】 市民は ○ 障害の有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、個人の尊厳や生きる価値などは誰でも平等であることを理解し、お互いを尊重しあいます。 ○福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加します。 ○家庭において、子どもの思いやりの心を育みます。
小城市地域福祉 計画 第2部(各論)	18	社会福祉課	P27	基本目標1 地域の力を 高めよう	【これからの取り組み】 市民は ○子どもの時からボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を活かして参加します。 ○困っている人を見たら、声をかけたり、手助けをするなど、「ちょっとしたボランティア」を心がけます。
			P29		【これからの取り組み】 市民は ○地域のさまざまな団体の活動に関心を持ち、参加します。
			P31	基本目標2 地域でつながり、 支えあおう	【これからの取り組み】 市民は ○身近な地域単位(町内会、自治会)での支えあい活動に積極的に参加します。
			P33		【これからの取り組み】 市民は ○公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用します。
			P36		【これからの取り組み】 市民は ○福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集します。 ○福祉制度の説明会等に積極的に参加します。
			P38		【これからの取り組み】 市民は ○困りごとや不安を抱え込まないで、市の相談窓口や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
			P40	基本目標3 サービスを 利用しやすい 環境をつくろう	【これからの取り組み】 市民は ○行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えます。
			P42		【これからの取り組み】 市民は ○サービスを利用することは、市民の「権利」であることを理解し、自立して生活するために必要なサービスについては、遠慮せずに利用します。 ○地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、利用します。 ○悪質な訪問販売や振り込み詐欺等の悪徳商法について関心を持ち、被害にあわないよう注意します。
			P43		地震・風水害等に対する災害対策や日常的な防災対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、市民や関係団体と 協働 して取り組む必要があります。
			P44	基本目標4 安心して暮らせる まちをつくろう	【これからの取り組み】 市民は ○防犯や防災の意識を持ち、災害や犯罪・事故から身を守るための方法を身につけます。 ○災害時の避難等が不安な人は、地域の人や行政に積極的に相談し、対応策を検討します。 ○子どもの見守りや自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加します。
			P47		【これからの取り組み】 市民は ○身近な道路などの環境美化活動に参加します。 ○高齢者・障害者等の移動や外出支援のボランティアに積極的に参加します。
			P50	第5章 重点プロジェクト	【小城市地域共生ステーション支援事業の概要】目的 子どもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを、地域住民やCSO(市民社会組織)、ボランティア等が 協働 し、支援していく地域の拠点を整備する。
小城市地域福祉 計画 第3部 計画推進 に向けて			P54	1 市民・関係団体 等と行政の協働	地域福祉の基本方針を定めたものであり、今後、記載されている内容を具体的に進めるにあたっては、市民をはじめ、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、身近な地域単位の組織(町内会、自治会)、婦人会、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等と 協働 して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

小城市水防計画書	19		P4	第1章 総 則	(7) 一般市民の責務 市民 は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。(災害対策基本法7条2)
小城市住宅マスタープラン	18	建設課	P30	第5章 住まい・まちづくりの基本的方向	小城市一体で快適な居住空間を創出し、誰もが住みたくなる小城をつくる。その担い手は、市民、地域・団体・事業者、行政のみんなであり、住宅政策におけるそれぞれの役割や責務を分担し、 協働 によって住まい・まちづくりに取り組む。
			P31	第5章 住まい・まちづくりの基本的方向	(3) 市民が主役の活気がある住まい・まちづくり 市民、地域・団体・事業者、行政の 協働 により、それぞれ住宅政策における役割や責務を認識して積極的・主体的に取り組むことで活気が生まれる市民が主役となる住まい・まちづくりを目指す。
	18		P34	第6章 住まい・まちづくりに関する施策の取り組み方向	②良質な賃貸住宅供給の促進 高齢者や障害者、子育て世帯など入居資格を設定した賃貸住宅の整備費や家賃を助成する国の「地域優良賃貸住宅制度」を活用するなど、民間事業者に働きかけて 協働 による良質な賃貸住宅の供給を促進する。
			P37		①良好な景観形成の促進 総合計画の「宝びかびか輝きプロジェクト」に基づき、佐賀県の「まちづくり活動支援事業」を活用して市民や地域・団体の取り組みを支援するなど 協働 により、小城地区の歴史的町並みや牛津地区の赤れんが、天山山系の自然、有明海の干拓地、三日月地区や芦刈地区の田園風景など、小城市の多様な特性や資源に対して配慮した住宅の整備を促進する。
			P46		(1) 協働 のための基盤整備(まちづくり団体の活動支援や教育環境の充実により、住宅政策の役割を分担する担い手の育成に努めるとともに、ワークショップなどの手法を活用するなど市民参加によるまちづくりを行うなど、 協働 により施策を展開するための基盤を整備する。)
					① まちづくり団体の育成・活動支援(防犯や防災、子育て支援・高齢者の見守りなどの福祉活動、景観保全、環境対策など、まちづくり活動を行う 市民 や地域・団体・事業者などで構成されるボランティアやNPOなどの育成・支援に努める。)
					③ 市民 参加によるまちづくり 地域特性に応じた都市施設の整備や土地の高度利用を市民参加の整備手法により進める。
	P51	第7章 重点施策の推進	(1) 市民、住宅関連事業者、市の各主体の協働の支援 基本目標の達成に向けて、 協働 の理念に基づき市民、住宅関連事業者、市の各主体の連携により取り組まれるべきである。各主体の役割を明確にし、そのなかで積極的に取り組むべき施策を重点施策として設定する。		
小城市次世代育成支援地域行動計画	17	こども課	P27	第4章 計画の基本的方向	(4) 社会全体で取り組む子育て支援 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政や企業、学校や自治会など地域社会が協力しあい、 協働 しながら推進します。
			P40	第5章 計画の具体的展開	(2) 子どもの健全育成 近年の少子化・核家族化の進行や都市化など、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをするために、地域子育て支援の活動の場として、空き教室など公共施設の余裕空間を活用したり、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等との 協働 などを通して、地域における子どもの健全育成を推進します。

～小城どこでんミュージアム～ 屋根のない博物館構想	18	文化課	P2	「～小城どこでんミュージアム～ 屋根のない博物館」という考え方	小城市のまちづくりにどのようにして文化財を活かしていくかについて、みんなで考えることが行政と市民との 協働 につながる。 行政と市民とが 協働 し一体となった活動をおこなうことで、小城市に関わる人々の郷土への関心が増し、愛情と誇りを持つことのできるようなまちづくりを目指す。
			P36	文化財の保存と活用	(1) 市民との 協働 「小城お宝応援隊」、「小城の語り部」、「小城だいでん学芸員」などの制度を導入し、市民に活動していただく。
			P48		本構想では市民との 協働 が重要となってくる
			P49	達成スケジュール	(3) 市民との 協働 本構想において、文化財の管理や小城の語り部など地域住民の協力が不可欠である。 よって市民への広報、啓発活動、さらには研修会が重要となる。
			P51	達成スケジュール	3. 今後の対応 本構想に取り組むにあたって、導入時は市が主体となって取り組むが、徐々に民間活力を導入し、将来的には市民団体と 協働 するような行政と市民が一体となった活動に発展させることを目標とする。
小城市障害者計画及び障害福祉計画	18	高齢障害福祉課	P87	第2章 計画の推進・評価体制	障害のある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが 協働 の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。
小城流 スローライフプラン	19	企画課	P19	活動方針 5つの約束	4 市民が主役 で市民が元気に この活動も、 主役は市民 です。市民自らが生き生きと活動していくものです。
			P48	3 緩急自在・ 協働 ・ そして地方分権	③ 協働 の必要性 市民が、計画、企画に意見を反映させるだけでなく、行政と一緒に、一つの目的に沿って作業をし、汗を流す仕組みをいかにつくっていくか。
小城市環境基本計画	19	生活環境課	P17	第2章 基本目標 5 環境を守り活かす地域づくりの推進	小城市の環境を実際によりよいものにしていくには、行政、市民、事業者の 協働 が不可欠です。
			P18	第3章 施策展開にあたっての 留意事項1 行政の率先垂範による環境保全施策の展開	環境保全行動の推進には、 協働 の体制づくりがかかせません。
			P22	第1章 基本的施策	環境を守り活かす地域づくりの推進…… 協働 の仕組みづくり(環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化)、(市民による環境調査、保全行動の促進)、(企業市民としての事業者の環境保全行動の促進)、(コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進)
			P23	施策・事業名	No76. 小城市 協働 指針に基づく 協働 の推進
			P24	基本的施策	協働 の仕組みづくり…市民、事業者、行政がさまざまな場で 協働 を実践し、対等のパートナーとして継続的な関係を築いていることを目標とします。
			P24以降	(各施策・事業ごとに)	協働 体制の必要性: 施策・事業を推進していく上での、主体別の 協働 体制の必要性を以下の記号により示します。
			P73	③ 施策の概要 ア 環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化	小城市 協働 指針に基づく 協働 の推進
			P76	第2章 重点施策	重点施策では、小城市の抱える環境課題のうち、緊急かつ重要性が高く、また、市民、事業者主体の 協働 のもとに推進する
			P84	(3) 基本的方向 ② (監視、指導体制の強化)	事業者との 協働 の強化、行政と環境衛生推進員との 協働 を図る
			P89	4 環境学習の拠点整備、市民グループの形成・ネットワーク化	市民、事業者、行政の 協働 体制を推進するための組織づくり、市民一人ひとりの環境保全に関する能力の向上を目指した環境学習のためのしくみづくりを重点施策として推進

小城市市民協働指針策定懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 市民協働のまちづくりを推進するに当たり、市民の自由な発想と主体的な行動を促し、市民と行政との協働による「小城市らしい小城市づくり」の実現に向けて、その具体的取組を示す指針を策定するため、小城市市民協働指針策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働指針の策定に関すること。
- (2) 各種団体における活動内容の調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働指針策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動に関わる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 懇話会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市民協働指針策定完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は市長が指名する者とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 懇話会は、原則として公開とする。

4 会長は、必要に応じ方針策定に係る資料の提供及び関係者の出席を各関係機関に求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは、懇話会の発展的業務遂行を促すため、懇話会に対し助言を行うものとする。

2 アドバイザーは、第3条第2項第1号に定める者のうちから、市長が指名する者とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、小城市市民協働指針を策定し、市長へ提言した日にその効力を失う。

小城市市民協働指針策定懇話会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
地縁組織	区(自治会・町内会)	本村 初磨	会長
地縁組織	地域婦人会	南里 忍	
志縁組織	ボランティアグループ	島田 美和子	副会長
志縁組織	NPO法人	小森 喜紹	
志縁組織	NPO法人	川副 知子	アドバイザー
志縁組織	社会福祉法人	大坪 武裕	
公 募		小柳 義則	
公 募		白木原 佳子	

(敬称略)

行 政	【事務局】 総務部企画課	伊東 里	課長
		坂田 啓子	副課長
		森永 喜代美	主査
		森永 健一	主査

市民協働をすすめるための行動 指針策定経過

(平成19年度)

平成19年10月

第1回小城市市民協働指針策定懇話会

平成19年12月

第2回小城市市民協働指針策定懇話会

平成20年 2月

第3回小城市市民協働指針策定懇話会

(平成20年度)

平成20年 4月

第1回小城市市民協働指針策定懇話会

平成20年 5月

第2回小城市市民協働指針策定懇話会

平成20年 11月

第3回小城市市民協働指針策定懇話会

平成21年 1月

第4回小城市市民協働指針策定懇話会

平成21年 3月

第5回小城市市民協働指針策定懇話会



会議風景

協働の指針の策定を終えて・・・

本村初磨氏

私達、小城市民は一人ひとりが北は天山から南は有明海の特性を活かしたまちづくり(安心・安全・思いやり)の想いをもち続けています。

次世代を担う青少年と共に参画し、市民組織は互いに交流を深め行政と連携を蜜にして役割分担を理解し地域活動はもとより、環境・福祉・防災・教育・観光等に熱い心を持ち楽しく協働の輪を広げたいと思います。

島田美和子氏

1年半の市民協働指針の懇話会を終え、小城市も変革の時期に突入しはじめたなと感じています。

私の住んでいる地域は、平成20年度小城市のモデル分館6地域の1カ所です。

子ども達をはじめお年寄りも含めいろいろな事に取り組んで活動しています。

まさに協働で取り組んでいるんです。

私の学んだ事を糧に、自分の協働、そして皆さんとの協働の和＝輪につなげたいと思っています。

川副知子氏

市民が参加する民間団体（ボランティア・市民活動団体と企業）と市との協働によって新しい地域・まちづくりが、いよいよ始動。本指針は懇話会に参加した市民と市の担当課の職員が、寄せられた多くの市民の方々の意見も集約しながら、話し合いを積み重ねて出来上がりました。この間、市民にとって「わかりやすいもの」をと、ねばり強く創り上げる努力をされた職員には感謝！「協働」は、地域を変える力となる市民参加の重要な方策であり、市民の力を掘り起こすプロセスです。地域、世代、組織、立場を超え、本指針が活用されることを願って！！

大坪武裕氏

今まで市民同士で話し合って一緒に取り組んでこなかったのが、課題と負担が蓄積し生活がしづらかったようです。

住民間や世代間の壁、行政・学校・諸団体・企業・商店などの壁を取り払って「誰もが生活しやすい安心な地域・まち」を目標に市民同士の話し合いと交流が解決への大きな力だと思います。

小森喜紹氏

私に関わる団体（民）も、行政（官）の協力・支援がなければ、これまでのような活動は成し得なかったわけで、官民協働のひとつの姿であるものと理解しています。

この策定にかかわり、改めて「協働」でやる事の意義、可能性を学びました。

どの程度お役に立てたのか心もとないのですが、多くの市民への啓発に繋がれば幸いです。

小柳義則氏

市民の立場で協働指針の策定に関われたことは、私自身にとっても非常に有意義で貴重な経験でした。

他の委員の方々と意見交換していく過程で、学んだことも数多くありました。

この協働指針が一人でも多くの小城市民の皆さんに届き、共に考え、共に行動していくことができたら、すばらしいだろうと思います。ありがとうございました。

白木原佳子氏

人が二人以上集まれば、そこには社会が生まれます。

その数が増えていけば、組織・町市、ひいては国が生まれます。

そこには、問題も発生しますが、逆に一人の喜びが二人の喜びになり、たくさんの喜びにつながります。協働する事、手に手をたずさえて生きていけば大きな幸せな社会ができ上がっていきます。

一人の小さな力も集まれば大きな力になります。

”自分のできる事から始める
“それが協働の第一歩です。

南里忍氏

「和で織りなす美しい小城市」をつくりあげるためには、市民が「関心をもつこと」、「動きだすこと」だと思います。みんなで住民自治を目指しましょう。

この行動指針が皆さんのお役に立てたらいいと思います。

伊東 里

今回の指針策定には、行政を担当する立場で、又一人の市民の立場として懇話会の皆様と一緒に関わることとしました。この指針には、行政及び市民として目指すべき基本的なことが書かれています。皆さんが住み活動している「より良い地域づくり」のために、とにかく出来ることから「行動」しましょう。この指針が皆様の行動と住民自治確立の一助になれば幸いです。

坂田啓子

小城市の協働のスタートとしてふさわしい指針とは？を考えながら関わってきました。「小さなことから」「身近なところから」「1人ひとりが少しずつ動き出すこと」ということを読み取ってもらえることができればと思います。表現の仕方や言い回しなど、懇話会の委員の方と、みんな一緒になってじっくりと真剣に考えてきた過程も感じてください。

森永喜代美

「協働」の言葉に初めて接したときの感覚は、とても不思議でした。市民のかたも同じように感じるのかなと思いながら、できるだけ理解できるように指針になればと思いながら関わってきました。

これからが、もっと大切になってきます。

自分自身も、また回りの人たちも「協働」を一緒に考えることができるよう「行動」していきたいと思っています。

森永健一

市民一人ひとりが小城市のことを考え、行動に移すこと。

それが今の、そして未来の小城市づくりの大きな原動力となるのです。

「みんなが住んでいる小城市のために・・・」

“協働”は、市民みんなの考えや気持ちをまちづくりにつなげる身近な手段です。

小城市のことを“協働”を通してみんなで考えていきましょう！

さあ、これから……

まず、あいさつを交わし、お互いに顔見知りになりましょう。

皆で共通の目的を達成するために、この「市民協働をすすめるための行動指針」を参考として気づいたことから協力して行動しましょう。

住民自治(地域の運営は、その地域の住民の意思によって行われるべきという概念です。)の確立に向け一緒に取組んでいきましょう！

編集・発行／小城市総務部企画課

〒849-0302

佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1100番地1

TEL 0952-63-8803

FAX 0952-63-8808

E-mail kikaku@city.ogi.lg.jp

これから、協働して未来の小城市を創造しましょう！

この指針は、「平成20年度焔博記念地域活性化事業」の補助を受け策定しています。